

2008年9月18日、ETF「NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信」が東京証券取引所に上場する予定です。当該ETFは、「東証REIT指数」に連動することを目的に運用される投資信託で、日本で設定される内国ETFです。

ETFとは？

- ETFは日本語では上場投資信託といえます。「Exchange Traded Fund」の頭文字をとったもので、証券取引所等に上場している投資信託に対し、一般的に用いられる名称です。
- ETFは、一般的に運用方針に沿ってファンドの運用指図等を行う管理会社と信託財産の管理等を行う信託受託者により運営されます。
- ETFは、管理会社により「特定の指標（※）」と「ETFの一口あたりの純資産」の連動を目指して運用されます。

※特定の指標とは、株価指数や商品の価格、債券指数、REIT指数その他の指標一般をいいます。

特徴1 連動を目指す特定の指標の対象に広く分散投資していることとなります。

- ▶リスク分散の効果があります。

特徴2 少額・低コスト

- ▶コストには、保有コストと売買コストがあります。

【保有コスト】信託報酬は、一般的に非上場投資信託より低くなっています。

【売買コスト】通常、投資家が証券会社に支払う売買手数料は株式並みとなります。

特徴3 株式と同じようにリアルタイムで売買できます。

- ETFに投資するにあたっての留意事項は一般的に次のようなものがあります。

①元本保証はされていません。

②ETFの一口あたりの純資産額と連動を目指す特定の指標が乖離する可能性があります。

③市場価格とETFの一口あたりの純資産額が乖離する可能性があります。

※その他については、「投資リスク」の欄や目論見書、有価証券届出書や有価証券報告書等でご確認ください。

基礎情報 2008年8月現在

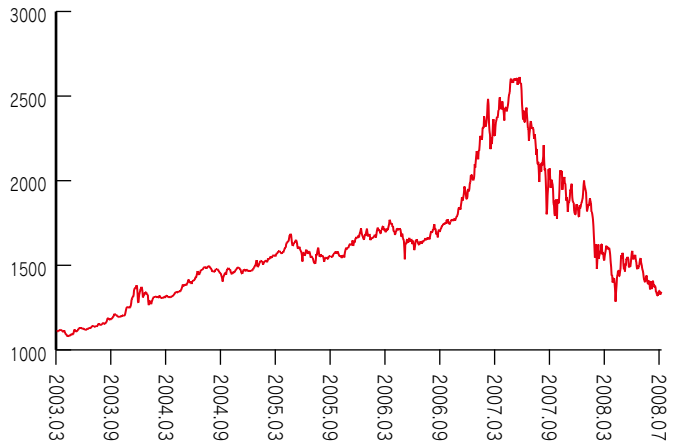
銘柄名	NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信
銘柄コード	1343（新証券コード JP3047010008）
特定の指標	東証REIT指数
投資対象	対象指数に採用されている銘柄または採用が決定された銘柄の不動産投資信託証券
上場取引所	東京証券取引所（他の上場取引所：なし）
上場日	2008年9月18日（予定）
売買単位	10口
信託報酬	年0.336%（税込）
計算期間	毎年2月11日～5月10日、5月11日～8月10日、8月11日～11月10日、11月11日～翌年2月10日 ※第1計算期間は、平成20年9月17日から平成21年2月10日までとします。
分配金支払基準日	5月10日、8月10日、11月10日、2月10日
管理会社	野村アセットマネジメント株式会社
信託受託者	野村信託銀行株式会社

注）信託報酬のほか、受益者負担となり信託財産中から支払うものとして、租税や信託事務の処理に要する諸費用、立替金の利息、上場に係る費用、対象株価指数についての商標使用料、組入る有価証券の売買委託手数料、監査費用、各費用にかかる消費税などがあります。

連動対象について

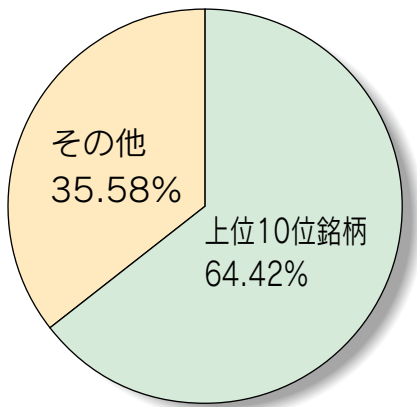
○東証REIT指数は、東証市場に上場する不動産投資信託（Real Estate Investment Trust）全銘柄を対象とした「時価総額加重型」の指数です。基準日である2003年3月31日の時価総額を1,000とした場合に、現在の時価総額がどの程度かを表します。（算出開始日：2003年4月1日）2008年7月末現在、41銘柄が対象となっています。

対象指標の推移 2008年7月末現在



対象指標の主な構成銘柄（上位10位）

※2008年7月末現在



発行体名	比率
1 日本ビルファンド投資法人	17.77
2 ジャパンリアルエステイト投資法人	12.65
3 野村不動産オフィスファンド投資法人	6.33
4 日本リテールファンド投資法人	5.48
5 日本プライムリアルティ投資法人	4.19
6 森トラスト総合リート投資法人	4.06
7 オリックス不動産投資法人	3.88
8 東急リアル・エステート投資法人	3.59
9 DAオフィス投資法人	3.51
10 グローバル・ワン不動産投資法人	2.95

ETF情報入手一覧

当該ETFに関する情報を入手できるページをまとめて表示しております。ご覧になりたいページのURLをクリックしてご利用ください。

野村アセットマネジメント株式会社ETF専用ページ

ファンドを運用する管理会社・野村アセットマネジメント株式会社のETF専用ページです。

▼商品概要や一口あたりの純資産額、市場価格等がご覧になれます。

<http://nextfunds.jp/top.html>

東京証券取引所 日本語公式ホームページ

▼リアルタイムでREIT指数をご覧になれます。

<http://quote.tse.or.jp/tse/quote.cgi?F=histidx/RealIndex&QCODE=155>

▼指数の算出要領

<http://www.tse.or.jp/market/topix/calculation.html>

▼構成銘柄 「REIT銘柄一覧」

<http://www.tse.or.jp/rules/reit/meigara.html>

▼ETFの市場価格（円建て）

「東証上場ETF一覧」 <http://www.tse.or.jp/rules/etf/meigara.html>

注) 検索される場合には、ETFの銘柄名をクリックしてください。

▼一口あたりの純資産額、対象指数との乖離率、ファンドの組入銘柄等

「適時開示情報閲覧サービス」 <http://www.tse.or.jp/listing/disclosure/index.html>

投資リスク

《基準価額の変動要因》

■主な変動要因■

[株価変動リスク]

◆ファンドは、不動産投資信託証券の組入れを高水準(フルインベストメント)とすることを基本としますので、不動産投資信託証券の価格変動の影響を大きく受けます。

[信用リスク]

◆有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。

■その他の変動要因■

[有価証券の貸付等におけるリスク]

◆有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象株価指数と基準価額の乖離要因》

ファンドは、基準価額が対象指数の動きと高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと。
- ②同指数の構成銘柄異動や個別銘柄の増減資などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること。
- ③組入銘柄の分配金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること。
- ④先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること。
- ⑤信託報酬等のコスト負担があること。

《その他の留意点》

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。ファンドは、有価証券等に投資しますので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

課税上の取扱い

①個人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

<平成20年12月31日まで>

原則として、譲渡益については、10%(所得税7%、地方税3%)の軽減税率が適用されます。源泉徴収口座を選択した場合、所得税、地方税ともに軽減税率により源泉徴収され、申告が不要となります。

<平成21年1月1日以降>

原則として、譲渡益については、20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は以下の特例措置があります。

[平成21年1月1日から平成22年12月31日まで(2年間の特例措置)]

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、その各々の年分の上場株式等の譲渡益の金額の合計額が500万円までは10%の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の率により源泉徴収され申告不要の特例があります。上記年分の譲渡益の金額の合計額が500万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません(確定申告による申告分離課税となります)ので、20%の税率となります。

●収益分配金の受取り時

<平成20年12月31日まで>

原則として、分配金の受取り時に、10%(所得税7%、地方税3%)の軽減税率により源泉徴収され、申告が不要となります。なお、総合課税を選択することもできます。

<平成21年1月1日以降>

原則として、分配金の受取り時に、20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は以下の特例措置があります。

[平成21年1月1日から平成22年12月31日まで(2年間の特例措置)]

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は特例措置として、分配金に対して10%（所得税7%、地方税3%）の税率により源泉徴収が行われます。その各々の年分の分配金を含む上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（個々のファンド・銘柄毎に年間の分配金・配当金の額が1万円以下の場合は合計額の計算から除外します。）までは10%の税率が適用され、その場合には申告不要の特例があります。上記年分の分配金等の金額の合計額が100万円を超える場合、その超える年分については申告不要の特例は適用されません（確定申告が必要となります）。なお、この場合には、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、100万円を超える部分は20%の税率となります。

●受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

●譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例の創設

平成21年1月1日から、譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の仕組みが導入されます。売却時及び交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能となります。なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

②法人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

●収益分配金の受取り時

益金不算入制度は適用されません。

●受益権と有価証券との交換時

受益権と有価証券との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

(※) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

●当資料は、作成時におけるETFの概要説明のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

●ETFは値動きのある有価証券を投資対象としますので、連動対象である株価指数等および外国為替相場の変動、組入有価証券の価格の変動、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。また、信用取引を利用する場合には、差し入れた保証金以上の損失が生ずるおそれがあります。

●ETFの売買が行われるに際しては、あらかじめ、お取引先の金融商品取引業者等より交付される契約締結前交付書面等の書面の内容を十分にお読みいただき、商品の性質、取引の仕組み、リスクの存在、販売手数料、信託報酬などの手数料等を十分に御理解いただいたうえで、御自身の判断と責任で行っていただきますよう、お願い申し上げます。

●当資料は、2008年8月現在の内容です。その以後、制度の改正等により、当資料に掲載した内容が予告なく変更される場合があります。また、この資料に掲載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。当社は、当資料及び当資料から得た情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等の一切について責任を負いません。

●本資料の一切の権利は当社に属しており、いかなる目的を問わず、無断複製・転載を禁じます。

株式会社東京証券取引所

上場部 商品企画担当 Tel 03-3666-0141 (代) product_01@tse.or.jp

© 2008 Tokyo Stock Exchange, Inc. All Rights Reserved.